

## 平成22年度第1回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会議事録

- 1 日時：平成22年7月30日（金） 午後1時00分～
- 2 場所：千葉中央コミュニティセンター8階 87会議室
- 3 出席者：
  - (1) 委員  
大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、  
加藤邦博委員、宗近功委員
  - (2) 事務局  
（経済農政局事務局）  
大野農政部長、橘経済企画課長、鈴木係長、平岡主事  
（農政センター農業振興課）  
加藤農政センター所長、須藤課長、田野課長補佐、高梨係長、石橋主査補
- 4 議題：
  - (1) 部会長及び副部会長の選出
  - (2) 千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について
  - (3) 今後の審議予定について
- 5 議事の概要：
  - (1) 部会長及び副部会長の選出  
千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（平成22年千葉市条例第7号）第9条第2項の規定に基づき、委員の互選により、大原委員を部会長に、河合委員を副部会長に選出した。
  - (2) 千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について  
公募施設に係る募集要項、管理運営の基準、審査の基準等について、事務局から案の説明を行い、審議を行った。
  - (3) 今後の審議予定について  
農政部会の今後の審議予定について事務局が説明した。
- 6 会議経過：

【経済企画課長】 それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

去る7月27日に開催されました経済農政局指定管理者選定評価委員会におきまして、この農政部会の設置が承認されまして、臨時委員さんの任期も7月27日から2年間と決定いたしましたので、これより、第1回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を開催したいと思います。

部会長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます経済農政局経済企画課長の橘と申します。よろしくお願いいたします。

また、本日、所管部長である大野農政部長と加藤農政センター所長も出席しておりますので、ご紹介申し上げます。

**【農政部長】** 農政部長の大野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【農政センター所長】** 農政センター所長の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

**【経済企画課長】** 続きまして、臨時委員の委嘱状ですが、お手元に資料とともにお配りさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、まず委員の皆様簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。一番手前の宗近委員さんから順番によろしくお願いいたします。

**【委員】** 宗近と申します。千葉の動物公園の建設のために、東京都から招聘されまして、こちらに来ました。で、動物園をつくって、そのまま動物園におりまして、動物園の園長で千葉市を退職したわけです。その後は、東京のほうの進化生物学研究所というところで、現在は猿などの研究をしております。ひとつよろしくお願いいたします。

**【経済企画課長】** お願いいたします。

**【委員】** 千葉大学の善積と申します。大学院と法経学部で、財務会計分野の科目を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【委員】** 千葉市で弁護士をやっております大原と申します。事務所の場所は県庁のそばというか、裁判所のそばです。弁護士は1人です。よろしくお願いいたします。

**【委員】** 公認会計士をしております河合と申します。ずっと企業の実務に関心がありまして、実務のことを見てまいりました。今後もよろしくどうぞお願いいたします。

**【委員】** 一昨年まで千葉市にお世話になっていました。現在はここにあるように、ちょっと畑違いのところでも働かせてもらっていますが、加藤といいます。よろしくお願いいたします。

**【経済企画課長】** ありがとうございます。

続きまして、会議の成立についてですが、5名の委員さん全員ご出席いただいているため、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」第10条第2項により、本日、成立となります。

それでは、まず事務局から報告事項を申し上げます。

**【事務局】** では、先日開催されました経済農政局指定管理者選定評価委員会におきまして、部会の設置、臨時委員の任期のほかに、会議の公開・非公開についても、部会でも準用させることとなりましたのでご報告いたします。

本来、指定管理者選定評価委員会は、千葉市の附属機関であるため、情報公開条例第25条により公開となります。ただ、公募により指定管理予定候補者を募集する委員会に

おきまして、募集条件や審査基準、また配点等を説明する際、公開して詳細な配点等が明らかになりますと、高い配点部分に重点を置いた提案等がなされ、審議の本質が損なわれるおそれがあります。

よって、適正な選定を実施するために、募集条件や審査基準等の説明については非公開にすることとなりました。また、選定の際、審議の過程で法人等の不開示情報等を取り扱う可能性があるため、非公開とすることにいたしました。

また、その他の議題についても、会議の全部または一部を非公開とする必要が生じたときには、会議で決定していただきたいと思っております。以上でございます。

**【経済企画課長】** それでは、議題に移らせていただきます。

まず、議題1の部会長、副部会長の選任についてですが、先日開催されました経済農政局指定管理者選定評価委員会におきまして、大原委員に会長を、河合委員に副会長をお願いしましたが、この農政部会におきましても同様に委員さん方の互選で部会長、副部会長を選んでいただきたいと思っておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。お願いします、加藤委員さん。

**【委員】** 産業部会に引き続きまして、大原委員さんを会長さんに、それから河合委員さんに副会長をお願いしたいと思います。

**【経済企画課長】** 今、加藤委員さんのほうから、大原委員さんを会長、河合委員さんを副会長というご提案がございましたが、いかがでしょうか。

**【委員】** そういうことでありましたら、微力ながら引き受けさせていただきたいと思っております。

**【経済企画課長】** ありがとうございます。

**【委員】** 委員の皆さんが推薦していただければ、引き受けたいと思っております。よろしくをお願いします。

**【経済企画課長】** ありがとうございます。それでは、産業部会に引き続き、部会長を大原委員さん、副部会長を河合委員さんをお願いするということで決定いたします。

ここからの議事進行は、部会長の大原委員さんをお願いしたいと思います。ここからは募集条件、審査配点等に関する事項で非公開となりますので、傍聴人の方は一時ご退席をお願いいたします。

(傍聴人退出)

**【経済企画課長】** では、部会長、よろしくをお願いします。

**【部会長】** では、配付されています次第中の議題に沿いまして、(2)にある「千葉市ふるさと農園における指定管理者募集条件、審査配点等に関する事項について」に移りますけれども、とりあえず事務局より説明をお願いします。

配付されている資料は結構量も多いようですけれども、とりあえず、どういう説明になるのかという説明の概略を、まず聞く側に手取り早く把握させていただいて、それでその中で、もしその説明の方法よりもというような意見があれば、その意見も参照に説明を進めていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

**【農業振興課長】** 私は経済農政局農政部農政センター農業振興課長の須藤でございます。どうぞよろしくをお願いします。座らせて説明させていただきます。

今回の説明につきましては、募集要項、次に管理運営の基準、審査項目についてご説明しようと思っております。いかがでしょうか。

【部会長】 すいません、もう一度。募集要項と……。

【農業振興課長】 資料1、資料2、資料4。

【部会長】 はい。そうですね、特に私の独断かもしれませんが、手続的には、この委員会が最終的にやらなきゃいけない候補者の選定という作業が、資料4の各委員が作成しなきゃいけない審査項目という、採点表ですか。に、かかわるということですので、ここに結びつくような形での説明、あるいは採点の具体的方法、作成方法が各委員に理解できますような形での説明という点を念頭に置いて、説明いただければと思います。

【農業振興課長】 それでは、資料1「千葉市ふるさと農園指定管理者募集要項」の説明をさせていただきます。

まず、2ページ、「1 指定管理者募集の趣旨」ですが、現在、千葉市ふるさと農園の管理に平成18年度より指定管理者制度を導入し、引き続き導入することとしました。

公の施設の管理受託者を民間にゆだね、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、合理的かつ効率的に業務を実施することによって、市民サービスの向上につながるようにするものでございます。

市では、指定管理者の指定に当たって、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫する提案を募集します。

次に、3ページ、「3 公募の概要」について説明いたします。

指定期間については、(2)に記載しております平成23年4月1日から平成28年3月31日の5年間となっております。

続きまして、選定の手順でございますが、選定のスケジュールについては、下に書いてあります1から11の記載のとおりでございます。

次に、4ページから、「4 管理対象施設の概要」の説明になっております。

施設の開園時間ですが、6ページの記載のとおり午前9時から午後9時までですが、田園エリアにつきましては、午後5時までです。休園は月曜日と年末年始でございます。

次に、7ページ、「5 指定管理者が行う業務の範囲」です。

(1) 指定管理者の必須業務の範囲として、ア、施設管理業務、イ、維持管理業務、ウ、経営管理業務と(2) 自主事業として行う業務の範囲として、ア、興行の企画・誘致業務、イ、物品の販売業務、ウ、その他の業務になっております。

次に8ページをお願いします。「6 市の施策等との関係」でございます。

指定管理者は、公の施設に関する業務を市にかかわって行います。したがって、市の持つ施策については、市と同様に行うことが求められます。

次に、9ページ、「7 指定管理者の公募手続」でございます。10ページ中ほどに記載しております日程で、説明会、施設見学会等を行い、11ページの(5) 選定評価委員会によるヒアリング及び選定の実施を平成22年11月16日に行う予定でございます。その後、選定結果の通知等のスケジュールは、3ページの「(4) 選定の手順」に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、12 ページ、「8 応募に関する事項」でございます。ここでは、応募の方法等について説明しております。

次に、15 ページ、「9 経理に関する事項」でございます。

本施設については、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金は指定管理者みずからの収入とし、みずからが企画・実施する各事業の収入等についても同様です。

指定管理者の収入として見込まれるものとして、ア、利用料金の収入、イ、指定管理者委託料、ウ、自主事業による収入です。

利用料金収入については、条例で規定するその額の範囲で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることとなっております。

委託料について、適正に算出された本施設の管理運営費の合計金額から、事業提案に基づく事業が実施される場合に想定される当該利用料金収入を差し引いた額を指定管理委託料として市が払います。

自主事業による収入ですが、指定管理者がみずから企画・誘致、物品販売その他の業務による自主事業により収入を得ることができるというものです。

次に、16 ページ、「10 審査選定」でございます。

第1次審査にて資格を審査した後、第2次審査にて提案内容について採点していただきます。採点方法につきましては、別紙の「千葉市指定管理者選定審査項目」に従って採点を行っていただきます。

続きまして、次に18 ページ、「11 関係法規」でございます。ふるさと農園の業務を遂行する上で、以下の法令を遵守しなければ……、おりますので、(1) 千葉市ふるさと農園設置管理条例、(2) 千葉市ふるさと農園管理規則、(3) 地方自治法、(4) 千葉市行政手続条例、(5) 千葉市個人情報保護条例、(6) 千葉市情報公開条例、またその他関連する法規に、消防法、電気事業法、労働基準法などがございます。

次に、「12 その他」として、事業の継続が困難となった場合の措置と、協定書解釈に疑義が生じた場合の措置と、リスク分担に対する方針についての説明となっております。募集要項につきましては以上です。

よろしいですか、次。

続きまして、管理運営の基準でございます。資料2をお願いします。「千葉市ふるさと農園指定管理者管理運営の基準」の説明に移ります。

3 ページをお開き願います。本書は、ふるさと農園の管理に関しまして、指定管理者が行う業務の範囲の内容を示したもので、指定管理者は指定期間にわたって、本書に示す基準を満たした施設の管理を行うこととなっております。

次に、「第2 指定管理者が行う業務の範囲・内容」でございますが、「1 施設管理業務」、「2 維持管理業務」、「3 経営管理業務」、「4 自主事業」から成ります。

次に、4 ページ、「第3 施設管理業務基準」でございます。こちらは、各施設ごとの施設運営業務の基準を設けております。

5 ページ、「1 施設運営業務」と、7 ページ、「2 都市エリア運営業務」、9 ページ、「3 田園エリア運営業務」、11 ページ、「その他の業務」から成ります。

指定管理者は、4ページの第3(2)の、市民等の平等利用を確保し、特定の団体や個人に有利または不利になるような管理は行わないこととしております。また、指定管理者は、本施設を利用した、8ページの(7)②、農林業の振興を図るため、必要なPRや情報提供を行うこととしております。

次に、12ページをお願いします。「第4 維持管理業務基準」でございます。こちらは各施設ごとの維持管理の基準を設けております。管理業務の基準として、「1 保守管理業務」、13ページの「2 清掃業務」、「3 植栽維持管理業務」、14ページ、「4 設備機器管理業務」、15ページをお願いします。「5 備品管理業務」。16ページをお願いします。「6 保安警備業務」、「7 緊急時の対応」、17ページ、「8 その他の業務」を定めております。

次に、18ページの「第5 経営管理業務基準」でございます。こちらは経営管理業務について基準を定めております。主な業務としまして、「1 維持管理マニュアルの作成」、「2 事業計画の作成」、19ページ、「3 事業報告の作成」、20ページ、「4 モニタリング」、「5 関係機関との連携」、21ページ、「6 指定期間終了時の引継業務」、22ページ、「7 その他の業務」でございます。

次に、同ページにあります「第6 自主事業」でございます。市は、指定管理者に対し、施設の利用促進や入園者の利便性向上等を目的とする自主事業を記載しております。指定管理者は利用者にとって魅力ある事業を提案し、積極的に実施することとしております。

次に、25ページ、「第7 その他」に、「1 管理体制の整備等」、「2 保険への加入」を定めております。

26ページ、「第8 施設の詳細」は、「1 敷地・建物等」、以下のとおりでございます。管理運営の基準につきましては以上でございます。

続きまして、資料4をお願いしたいと思います。資料4、「千葉市指定管理者選定審査項目／千葉市ふるさと農園」……。

**【農政センター所長】** この横長の、A3の資料ですね。折り込んであると思います。

**【農業振興課長】** 審査項目の一番左の「指定の基準」は、「1.市民の平等な利用の確保・施設の適正な管理・その他市長が定める基準」と、その下になりますけど、「2.施設の効用の発揮・施設管理能力」、及び「3.管理経費の縮減」から成ります。

「1.市民の平等な利用の確保・施設の適正な管理・その他市長が定める基準」の審査項目は、12項目で70点でございます。公の施設・指定管理者制度の理解、管理運営の基本的な考え方、個人情報保護、情報の提供及び公開、利益等の還元の方針等の審査を行うものです。「審査の視点」は、指定管理者制度の理解度、施設の設置目的との整合性、千葉市指定管理者個人情報保護規程の理解度及び取り組みの具体性等でございます。

2について、「2.施設の効用の発揮・施設管理能力」の審査項目は17項目で60点でございます。利用料金設定の考え方、利用料金の減免の考え方、利用者への支援計画、管理運営業務の実施体制、自主事業の効用的な実施の審査を行うものです。「審査の視点」は、利用料金の設定、利用料金の減免の考え方、利用者の対応の具体性・適正性、管理運営業務の全般の実施体制の考え方、自主事業の基本的な考え方などでございます。

3番、「管理経費の縮減」の審査項目は、3項目70点でございます。支出見積もりの妥当性、収入見込みの妥当性などの審査を行います。「審査の視点」は、人件費、事務費、管理費等の妥当性、利用料金、自主事業の収入見込みの妥当性、算出方法、総括表、内訳書の妥当性等でございます。

今申し上げた中で、前回、審査項目、お渡ししたやつと多少変更がございます。それについて説明させていただきます。

指定基準の1.市民の平等な利用の確保等の配点割合は60点から70点になって、変更は、審査項目(10)の「環境への配慮」を追加したものでございます。また、(12)の「利益等の還元の方針」は、前に指定基準の「3.管理経費の縮減」にございましたが、こちらに移動しました。つきましては、3の経費縮減の配点割合は80から70に変更してございます。

採点につきましては、各項目ごとに採点していただきます。各項目の配点内により、委員さんに採点基準をお願いするものですが、採点基準、各項目ごとの採点を参考資料として作成しております。採点につきましては、募集要項、管理運営の基準、基本協定に記載されているものが記入されていれば「普通」で、それ以上の記入があれば「優れている」、よりすぐれていれば、「特に優れている」です。それ以下は「劣る」となりません。

参考でございますが、こちらの採点基準、各項目ごとの採点を使用する際には、特定の業者のみの使用でなく、使用する場合はすべての業者に対して使用していただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【部会長】** じゃあ、委員のほうからの質問ということで進めていきたいと思っておりますけども、何か質問のある方。どうでしょうか。

**【委員】** それじゃ、最初に、資料6の……、一番最後のですかね。この後ろの、「主要指標」というのがありますよね。IVに。一番最後のページの1つ手前ですか、ちょっとおあけいただきたいんですけども、「IV 主要指標」は、現状の17年度から21年度までの実績・計画を書かれていると思うんですが、これを見ますと、指定管理の委託料というのは収入総額に対してほぼ100%に近い形で、利用料金、いわゆる施設の利用料金、自主講座の料金、両方を合わせてもこのぐらいの金額しかない。100万円ちょっと。最後の21年度は年間95万7,000円ですよね。こういう比率になっていると、ほかの施設をいろいろ見せてもらっているんですが、ほかの施設はこんなものではなくて、全体の総収入に対する30%ぐらいが利用料金収入ないしは自主講座の収入なんですけど、ここだけはどうしてこんなに少ないのか。それはたまたまここを今、5年間依頼している業者がこういう方針だということであるならば、その旨を教えてくださいたいんですが。

というのは……、いいですか。というのは、要するに委託手数料を減少するのが市にとっても必要なことですよ。そうするためには、どうしても今言った料金収入を増加させる提案をする業者があれば、その人たちをよい提案として、もちろん最低限の効率的に運営するという業務を、運営することは前提条件ですが、それをする、提案をするほうを高く評価したいと私は個人的に思っているんですが、こういう現状の状況を見る

と著しく落ちているということは、たまたま今の業者がそうなのかということがひとつ疑問ですので、教えていただきたいんですが。

**【農政部長】** まず1点目は、場所とか施設の性格があると思いますが、千葉市の外れっこで、関係する業務が農業関係、あるいは講座ということで、今の指定管理者、法人の努力もあると思いますが、施設の形態も関係すると思います。

私どもも、委員のおっしゃったとおりに、市の一般財源の持ち出しをなるべく少なくということが1つの目標でございますので、新たな指定管理者には、そういった形で、利用料金を上げるような形で提案いただければと思っております。以上です。

**【委員】** ちょっとよろしいですか。

**【部会長】** どうぞ。

**【委員】** そうであるならば、今、徐々に農園関係の体験ということに対してはすごく関心が多いんですよ。特に農業県である千葉県は、県全体を見ても関心が強いし、いわゆる農業に従事したことの全くない人たちが関心があって、そういうみそづくりをやってみたりとか、いろんなことをやる講座を期待している人が多いにもかかわらず、ここの料金は著しく少ない、小さい。金額がただのような、原価だとおっしゃっているようですけれども、実際は、もっと競争価格として上げて也十分に来るだろうし、上げることによって、どれだけアピールするか、来たい人たちに質の高いパフォーマンス性のある講座を企画すれば、来る可能性は多分にあるのに、ここの努力がすごく今の段階で、そのことは怠っているんじゃないかということで、どんな業者が手を挙げるかは全くわかりませんが、ぜひそういうところを強く見てみたいということがありまして。

それと、もう一つは、利用者の人が、どうも漏れ聞くところによると、千葉市民、市に住んでいる方だけ、事業所が千葉市にあるとか、それも含めて市に在住の人だけに限定しているような実情なんですけど、それは県民であり、ほかの他県の人でも、高い料金であれば、ほかの利用料金をやっている施設は、すべて千葉市民とは限定しているわけじゃないので、ここも当然高いパフォーマンスを期待する形での講座を打つなり、それからPR活動も盛んに行えば、かなりの収穫を見込めるだろうと思うんですが、それは条例とかお互いのいろんな関連性、昔からの関係があったり何かでまずいことがあれば教えていただきたいし、例えば何かに触れるような決め事があるのかどうかとか、それはどうでしょうか。

**【農政部長】** まず最初のご質問ですが、料金が低いということですが、実際、実費に、材料費等に近いものになっていると思います。

これはご指摘にあったように、内容の充実に伴って料金を上げるというご提案であれば、それで参加者を募れるということであれば、そういうご提案をいただきたいと期待しております。

あとは、市民限定ということでは……。

**【農業振興課長】** ではないです。

**【農政部長】** ないですね。場所柄、隣が八千代とか四街道とかがありますから、近隣の方も利用はされております。

**【委員】** そうですか。

【農政部長】 ええ。ということですので、千葉市民の利用のほうが多いと思うんですが、他市の方も使っておりますので、これについてはわりとオープンにされているかなということ、後半の部分の根拠とかは別に、特段はございません。

【委員】 わかりました。

【部会長】 じゃあ、今の委員の質問に関連して、こういうふうにまとめてみましたけども、よろしいですかね。

今現在やっていらっしゃる事業者の実績が、この最後のページに一応5年間のものは出ていると。その中で、利用料金収入、あるいは自主事業による収入というのは、どうも振るっていない。それがひいては市から払われるところの指定管理委託料の固定化というふうにつながっているの、一工夫必要じゃないか。委員としては、この先の選定に当たって、指定管理委託料的なものの減額か収入の増額を図るような事業者にウエートを置いて選定という考えで臨みたい、そういうことでよろしいですね。

【委員】 そうです。

【委員】 そこで、その関連で質問します。

まず、資料3、様式集の後ろから4枚目ですか。「提案書様式第32号(収支予算書)」。収支予算書というところに、結局、市が支払うところの指定管理者委託料というのが、この「収入」の一番上、(A)というふうに出てきて、それで利用料金収入が(B)。それと、支出の部の中ほどに「管理運営経費①+②」が(C)となっている。

この問題の(A)はどうやって決まるかということ、一番最後の※3ですけども、逆算。つまり、経費が幾らかかる、この利用料金で賄える収入はこれだけだと差額分、赤字分が委託料として面倒見てくださいという形での予算書をつくりなさいとなっているわけですね。

そのやり方は、それで理屈としては合うんですけども、片や、そういうふうには予算をつくり、委託料がそういうふうには算出される中で選定作業に入っていくということなんですが、先ほどの資料1の要項の、ページ16の(4)利益等の還元。「指定管理者は、利用料金収入及び自主事業収入が管理経費を上回り、一定金額の利益が見込まれる場合に、利益見込みの一部を還元するものとします」。つまり、予算では、赤字分が委託料ということで、予算的には収益、利益が発生しないということでスタートはするんですけども、やってみて、収益が出た場合というのが利益等の還元という意味だと思うんですが、これは「一部を還元するものとする」、つまりどんなに努力してでも、収益が出れば戻してくださいよという趣旨だと思うんですけども、これはそういうふうにとらえてよろしいんですか。どうぞ。

【農政部長】 この仕組みでございますが、まず16ページの(4)でございますが、まず当初に、自分たちがこれだけのものを、収入を得るという見込みを出していただきます。これはあくまで見込みです。これだけのものを私どもの事業では利益を得るという計画を出していただきます。

【委員】 その収入というのは、利用料金収入とは別のものですか。

【農政部長】 それは含めてです。

【委員】 含めて？

【農政部長】 収入としてこれだけのものを、「委託料のほかにこれだけのものを見込みます」というものを挙げていただきます。

【委員】 それは、自主事業による収入……、ちょっと待ってくださいね。様式 32 に戻りましょう。どこにそんな収入が出てくるんですか。

【農政部長】 ここは、利用の……、ここで言いますと、利用料収入。

【委員】 利用料収入はわかります。そのほかの収入は、自主事業の収入しかないんでしょう。

【農政部長】 そうですね。

【委員】 収益というのは、どこに出てくるんですか。

【農政部長】 ですから、そういったものを、例えば委託料は予算の関係ですけれども、そのほかに事業者として収入をこれだけ見込んで、逆に言うと、市のほうの負担を下げますよというものを挙げていただきます。

【委員】 だから、下がる原因になるのは利用料収入だけでしょう。

【農政部長】 そうですね。自主事業もですか。

【農業振興課長補佐】 自主事業は別個になります。利用料金収入を引くので。

【農政部長】 すいません、かわります。

【農業振興課長補佐】 委託料から引くのは、あくまで利用料金収入です。自主事業につきましても、それが収入になります。それが一定の金額といたしますか、大きく利益が出た場合には、還元していただきますよというような、還元手法を考えてくださいというのが（４）の利益の還元の部分。

【委員】 その利益の還元という発想が出てくるのは、どういうことからなんですか。

【事務局】 例えば業者の自主的な努力によらないで、例えばオリンピック、冬季オリンピックがあって、スケートが一時的に話題になって、スケートを使用する人数が莫大に、当初の予定よりも何倍にも増えて、それで利用者の収入が上がったようなものを想定するという。ただ、その莫大というのはどんなものか、具体的に何倍というような決まりまでではないです。

【委員】 だから……。

【事務局】 それで、これに対しましては、前回の議会ですとか、それから議会及び議員のほうから指摘を受けまして、新たに項目としてつけ加えたものでございます。

【委員】 つまり、予算のときはあくまでも、自主事業を別とすれば、運営費を賄えない分、利用料金で賄えない部分を委託料という形で支出するとなっているんだけど、事業の結果において、利益が見込まれた場合には、還元の方法としては「市への寄附」、「サービス向上のための設備改善」、「市民への無料イベントの開催」等、そういうものを想定して、吸い上げるとってはおかしいけども、一たん頑張ってもうけられたものを、また還元していただきますというのが「利益等の還元」という項目に出てくるわけですね。

そこで、そういう考え方とすれば、じゃあ逆に、その事業者が頑張りました。頑張ったけども、予算以上の経費、予算以上の収入減によって赤字になった場合、これは補て

んするんですか。

【事務局】 していません。

【委員】 それはしない。

【農政部長】 はい。あと、よろしいですか。

【部会長】 はい。

【農政部長】 今、ご質問のあった件で、まず 16 ページの上のほうに、「当該利用料金収入を差し引いた額を指定管理者の委託料として市が支払う」。委託料はこういう形です。利用料金を引いたものを支払う。

下のほうの「利益の還元」は、利用料金と自主事業、いわゆる収入が当初見込みより上がった場合は、「うちの提案はこれだけのものを何%」とか「こういう形で市のほうに提供しますよ」と、その内容をご審査いただくという形です。

契約ですから、当初に例えば「うちがこれだけ利用料金等を見込んで、こういう運営をします」と言った法人なりができなくても、それは自己責任ですから、その法人が手当てをして事業を進めていただくというつくりでございます。

【委員】 つまり、赤字については自己責任であると。

【農政部長】 はい。

【委員】 で、利益、収益が上がった場合には還元を考えている。その還元の方法についての入札者というか、応募者からの意思表示というのが、様式書、「提案書様式第 12 号」ですか。資料 3 の 12 のところに、「利益等の還元の方針」と、ペーパーで表明なさいということで、いろんな考えをお持ちの応募者がここに述べられることになると思うんですけども、一定金額以上あった場合、本市への還元方法等について考え方を記述してくださいということなんですけど、少なくともこの事業は 5 年間の委託期間。これは単年度で還元というところをやっているんですか、それとも 5 年事業終了段階での還元を考えているのか。どうぞ。

【農業振興課長補佐】 その時期につきましても、いつどういう形で調整を図るかという提案をしていただくようにはなっていると。

【委員】 つまり、還元の時期も含めて、還元の方法も含めて、応募者がここに提案すると。

【農業振興課長補佐】 提案していただくような形。

【委員】 どの程度、一定金額というのもここに出てくるだろうということ。

【農業振興課長補佐】 はい。

【委員】 わかりました。とにかく、収益、あるいは委託料の軽減という趣旨での質問は、とりあえず今私が質問したことも含めて、一応論点は終わったということにして、もう 1 点、私のほうから質問させてもらいたいんですが、課長さんの説明の最後の部分で、採点基準というのが出てきたんです。その採点基準なんですけども、その言葉というか、我々が手にしている、今日配付された審査項目、資料 4 ですけども、これはあくまでも……、またくどくなりますが、確認したいのは、どういうふうはこの委員会の最終的な意思表示であるところの市長等の諮問に依拠しての答申という形で、候補者の決定に向けての審議がどういうシステムになっていくかということについては、資料 1

の募集要項 17 ページ及び 18 ページですが、第 2 次審査の総合得点を基礎として審査選定を行うと。

で、その表の末尾ですけれども、総合点数が最上位である場合でも、個別の審査項目に重大な欠落がある場合には第 1 位にはなりませんというふうに、すなわち、5 人の採点表を積み重ねて、累積で候補者、第 1 候補、第 2 候補、第 3 候補をつくり出すんだよと。それが、当委員会の審議の結論部分という形で答申されていくんだよということらしいんですけども、今、配付されていますから、それに次、移りたいんですが、ここに、例えば項目ごとに一番右に 4 点だ、10 点だ、6 点だ、4 点だとなっているんですけども、この 4 点なり 10 点を、統一された基準がない限り、各委員が「これはいい」「これは悪い」、極端なことを言えば、加点方式の人、0 点を基準にして、いいところがあれば点数を入れる、いいところがなければ 0 点のまま。あるいは、減点方式、満点の 4 点を基準に、悪いから 1 点減点しておこう、2 点減点しておこうと。そういう各委員において、審査基準がばらばらであれば、トータルする点数が、1 点の値が各委員によってウエートが違ふ。それを単純に累積加算しても正しい数字は得られないと思うんです。

そこで、審査基準を統一しなきゃいけないんじゃないかということが私の問題意識にあったんですけども、今配付されたそれをあわせて私のでいきますが、右の欄の行です。右から 2 行、2 の行、3 の行は、最初、当初配付されたところがない「採点基準」「採点」ということです。これによると、例えば最初の配点、4 点が来るところの指定基準の 1 の (1) 項目について、4 項目について、「特に優れている」「優れている」「普通」「劣る」に対し、「1 点」「0.5 点」「0.2 点」「0 点」という形で評価して、それがこの 4 点。4 項目につき、「特に優れている」を 4 項目ともとった人が 4 点ということになり、3 項目をとれた人は 3 点プラスもう 1 点……、もう 1 項目が「普通」であれば 3.2 点になるという詳細なかつ明確な採点基準と採点が示されていますけれども、この採点基準、採点に従うということですのでよろしいんですね。

**【農政部長】** 今おっしゃったように、皆さん、統一の基準で出されたほうが、結果に偏りが無いということは考えられますので、そういった形でやっていただければありがたいと思います。

**【委員】** はい。

**【農業振興課係長】** それはあくまでも参考資料として……。

**【委員】** 参考資料じゃなくて、これは基準をはっきりさせないと、各人がそれぞれの基準で持ち点を配点すると必ずずれてくると思います。各人のウエートの置き方というか、1 点の値が違ってくるので、こういう基準をつけなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

**【農政部長】** それも含めてご審議いただければと思いますけれども。こういった形を採用していただくとかですね。

**【委員】** こういう基準があったほうが、少なくとも私はいいいいというか、それがなければ合計点の積み上げ、累積点数で順位をつけるというのは根拠を失うと思うのでこれはいいんですけど。聞きたいのは、ちょっとこの場は違うかもしれないけども、部会が 3 つあります。我々が担当する部会。お二人の方は、この委員会だけということらし

いんですけども、ほかの委員会についてもこの採点基準、採点という、こういう客観的な基準がないことには、説明は受けなかったんですが、こういう意味合いのものということで理解してよろしいのかどうか。この点はどうですか。企画課長。

**【経済企画課長】** 先日の27日の産業部会のほうも、この採点基準があればわかりやすかったかとは思います。

**【委員】** そこで、これほど明確な採点基準と採点、この内容については、私は事前に個別に説明を受けたとき、触れていただいたので理解はできたんですけども、先ほど言ったこれはどういうふうになったんですしたっけ。これが事前に配られていたものちょっと違う、市からの一番関心事であるところの委託料を採点する、応募者が「委託料幾ら」と出してきたのを採点する項目がどこに当たりますか。これは。3の「(3)管理経費の低廉化」ですよね。

**【農業振興課係長】** はい。

**【委員】** それで、これによると、4項目から成り立って、合計50点を配点しますと。各項目ごとに「特に優れている」ところは12.5、「優れている」が6.2、「普通」が3.1、「劣る」が0ということですけども、そこで、数字として出てくるのは、④の「経費低廉化への総合的な取り組み」、ここに「最低提案価格／提案価格により算出」ということ。ここの部分を説明していただけませんか。それで、それが具体的点数として、「特に優れている」の12.5を配点する場合、6.2を配点する場合、3.1を配点する場合、0点を配点する場合、この数字はどういうふうになるのか、説明していただけませんか。

**【農業振興課長補佐】** 提案される価格、皆さん、業者さんが提案されますけれども、その一番高い価格分の各人の、各業者さんの価格ということで、そのパーセンテージが低い方を上から順番にという判断です。

**【委員】** というと、応募業者が6社あったとします。A、B、C、D、E、Fまで6社があって、A、B、C、D、E、Fの順番で低価格だったと。ですから、Aは、提案価格で最低提案価格ですから1/1という数字になるわけです。この方が一番高得点をとるということになるわけですよね。

**【農業振興課長補佐】** はい。

**【委員】** 「特に優れている」から、Aさんは12.5を配点する。その次がBさん、Cさんという同じ、出された金額がこの順番であれば、3番までは配点が行くけど、4番以降は0点だということになるんですか。

**【農政部長】** この場合は、「普通」というところがありますから、「特に優れている」「優れている」「普通」がございます。ですので、それで例えばほかと比べて普通だということであれば、ゼロではなくて、3.1が当てはまることもあると思います。

**【委員】** そうだとすると、AとBはわずか10万の違いだったと。わずか10万の違いである。もう10万だったら、ともにすぐれて、ともに「特に優れている」という評価はできないんですか、どうなんですか。

**【農政部長】** 例えば、これは4項目ありますけれども……。

**【委員】** 4項目中の④だけです。

**【農政部長】** ④が例えば価格で勝負ということであれば、それは順番をつけますけ

れども、これに伴う妥当性、①の妥当性が低くなる可能性も、その積算の根拠を見て、こういうのは価格は低いけども、積み上げを見るとこれは疑わしいということで、妥当性が低くなる可能性もございますよね。

【委員】 これは収入部内訳の妥当性。

【農政部長】 総括表の。

【委員】 うん。

【農政部長】 そういった項目ごとに個別に積み上げていただいて……。

【委員】 それは数字ではありませんね。あくまでも「特に優れている」「優れている」「普通」「劣る」という評価でいきますよね。数字でどうしても避けて通れない、数字が出てくるのは④なんです。この④のときに序列は決まります。A B C D E Fというような形で。そのときに点数、数字が違っていても、評価として、先ほど言った0点ではなくて普通でとどまるんだということであれば、その点数差にかかわらず、上位2人が「特に優れている」の12.5を採点してもよろしいのかどうかということなんです。

【農政部長】 おっしゃるとおり、例えば「劣る」というのは、例えばほかのところが10万円と9万で上がってきたと。片や一方で100万という話です。ということだと、これはかなりおかしいということで、それについてゼロということもあるかもしれません。とらえ方としてですね。極端に低いとかという場合のために、一応「劣る」というのを設けておりますが、そのほかについては、例えば2万、3万とか、割合によってそれほど違和感のない数字であれば、この「普通」が当てはまることもあり得ると思います。これは今日、ごらんいただきましたので、中身についてはこういう形で審査するというのであれば、中身は再度精査を、まだ時間がありますので積み上げてやりたいと思います。

【経済企画課長】 よろしいですか。これはA社からF社まで価格があって、例えばA社とB社がすごく近い金額だったと。で、C社とD社がすごく近い金額だったと。そうすると、4項目しかございませんので、あとは委員さん方の裁量で、A社とB社が「特に優れている」という点数になる場合もありますでしょうし、C社とD社が「普通」という、組み合わせるような点数になる……、それは委員さん方の裁量でやっていただくことになると思います。

【委員】 となれば、④の括弧、この分数で算出できるんだという、これは余計なもので削除いただくということでよろしいですか。最低提案価格／その業者、AなりBなりCなりDなりEが提案した数字、必ず分数で順位になってしまうけども、そうだと、その順番に従って配点をずらしなさいというふうに誤解を招くような気がするので、あくまでも点数は低廉化への総合的な取り組み、数字も配慮に入れた上での「特に優れている」が2業者あってもおかしくないし、「劣る」がゼロでもおかしくないし、ということでもよろしいんですか。

【農政部長】 はい、それで結構です。

【部会長】 ほかに委員の方。どうぞ。

【委員】 こういう設定問題で、こういうウエートづけにして、採点するのは、実は大変難しいんですよ。

委員のおっしゃっているように、金額については、ある大きく見た形での比較なわけですから、こういうあれは……、大きな見方でこれは劣っているのかすぐれているのかというのが大枠になると思うので、順位をつける必要はないと思うんですが、もっと私は根本的なことを申し上げたいんですが、この非公表の審査の視点というのは、皆さん、応募者に公表されていないという意味ですよね。したがって、これは審査のための方法論としてそういうところに考えましょうと。

大学の論文テストなんかで、こういうものを書いてあれば丸、書いてあるものは2点、これはプラス2点とか、プラス5点とかを決めて点数をつけますよね。100点満点にして。そういう観点で、何らかのウェイトをつけなきゃいけないので、これはこう書いてありますけど、そもそも私はこういう審査の視点が全部イコール同じ点数か、いろいろ項目ごとに同じか、そもそもあまり賛成できないんですが、大体採点をしていった結果を何らかの形で合計するというので、ここの視点で大事なものは、この公表された様式……、ここに書いてある項目ごとをそれぞれ応募者が書いてきたことに対して、その項目ごとに評価しよう、それが趣旨でありまして、採点される方がそれぞれ工夫されてやるのは大変結構だと思うので、この表を参考にして工夫されるのは別に反対はいたしませんけれども、全部の委員が同じA社ならA社に対して、ある項目が全部そろわなきゃいけないという観点は私はとりたくないと思うんです。それぞれ見方が違うと思うんです。それぞれのご専門もありますし、物の見方がありますので、ある先生は、これはよく書けている、これは文章力がいいとって「優れている」と評価されるかもしれないけど、ある委員にとっては、これはビジネスもわかっていないと、文章はいいかもしれない、おもしろい書き方だなと思うかもしれないけど、これは「劣っている」と、ゼロ点だというふうにつける委員もいて当然だと思うんです。

ほんとうはそういう観点で大ざっぱにそれぞれの専門の見方でつけていただくのが一番いいだろうと思うので、私はこういう、前の経済部会でも同じようなことを申し上げたつもりでいるんですけども。どこかの点数に同じ数字にそろうということに持って行って、出てきますよね。前も見ましたが、全委員が書いた採点を全部A社ならA社でざっとそろえて、その日のうちに出してくると、前のあれではおっしゃって出したんですが、そうであったとしても、そこでばらつきが出ているのは当然であって、ばらつきがあるから、この委員はおかしいんじゃないかと、この点数は直しなさいよという指摘はおかしいので、それはどういう観点でそうされたんですかぐらいは聞いてもいいけれども、強制的に直させるとか、それを言うことはないものだと理解しておりますので、この採点は参考だというふう理解させていただきたいんですが。

大分、大原先生と違う意見を申し上げているので恐縮なんですが、学校の理解度とかについて採点するんだったらいいかもしれないですが、ビジネスにおいては、むしろとっぴな意見であったほうがおもしろいということがあるんです。ですから、そういう文章としてこれはおかしいんじゃないかなと思っても、ほんとうはどういうことを考えているのと聞きたいのがヒアリングの現場であるんじゃないかなと私は思っています、ぜひ先生の意見も聞きたいんですが、ビジネスの観点でどう採点方法をしたらいいか。いかがでございましょうか。

**【委員】** ビジネスとは関係ないのですが、大学での採点というのも、採点者の基準がぶれなければ、それで構わないということです。人によって基準が違うということで、同じ答案でも採点者によって点数が違うというのは、当たり前のことです。各人の基準がぶれないという、そこがポイントであると考えます。こちらも項目ごとに審査の視点と採点基準によって、それぞれの方が各自の判断でぶれなく採点することになるかと思えます。ただ、各人の点数を合計したものにどういう意味があるのかという、そこはちょっと判断が難しいところだと思うんですけども。

また、専門家の判断で、それぞれの立場からの採点があるはずですが。例えばこちらの資料では、「優れている」と「普通」で0.5とか0.2とかの違いがありますので、それを選ぶところでそれぞれの立場からの採点がなされるということになると思えます。

**【部会長】** これは委員会内での話ということで統一というか、確認したいんですけども、我々が答申に答えるという形の、例の審議。その審議の基準はもう与えられているというとおかしいけど、総合得点を基礎として審査選定を行いますと。それにのっかるのか、それともそうじゃない、こんなのではおかしいということで、そういう基準に従う委員会の審議のあり方自体を問題にするのか。そこを、そのレベルの問題を今、話をしようとしているのか。それとも、この基準はこの基準だと。だけど、この基準に基づいてやるとしての採点表のあり方、具体的な点数のつけ方に一工夫というか、採点の仕方について私はこういう意見ですよというレベルの問題なのか。それをちょっと、ずれているというか、どこのレベルでの議論になるのか。統一してから話をしたいと思うんですけども、いかがですか。

**【委員】** 私はある程度の余裕度はあるんだろうと。根本から、最初の決断の場合に、決定する項目によって話し合う人の人数が最初にあって、こういうものを最初から作り上げていったら相当な時間がかかるんです。だから、それを前もってつくられているということは、それに従いたいなど。そういうことです。効率的に決定するのは、毎年違っていてもいけないし。

それは一応乗りたいとは思いますが、この項目ごとのそれぞれの評価点、項目の評価は一応これでやらないと、大変な非効率なことになって、本来、こういう外部委員によって受けられるメリットって何だろうと皆さん、考えていらっしゃると思うので、そのメリットを提供できるような形でやるのが一番いいと。だれがやっても同じだったら、委員で、外部委員をわざわざ招集してやるのは、何か外部委員だから自分たちの責任じゃないみたいな責任の押しつけの場所であればまた話は別ですけども、そうでない以上、余裕度はある程度認めようという。

**【部会長】** わかりました。つまり、委員の今の発言というのは、この採点表方式でやらざるを得ないんだろう。けども、採点表方式でやるにしても、各委員の点数が機械的だから、答えが同じになるということはおかしいんじゃないかということで、それはある程度各採点を担当する委員の個性というか、目配り、評価、ずれてきておかしくないんじゃないかという意見と承りました。

結論的には、5人の採点が一致するはずがないと思います。それは、そうでなきゃおかしいと思います。別に統一する必要はないんだと思うんですけども、ほかの委員方も

どうなんですかね。先ほど僕が問題提起したところの、採点方式、総合点数方式による審議結果の答申という形、答申をやること自体に問題があると考えなのか、それとももうこの方式で行くんだけど、この採点については一工夫が必要じゃないかという議論になるのか。その点はいかがですか。先生、どうぞ。

**【委員】** 採点には一工夫という……。

**【部会長】** 採点表には従うというか、このやり方ではいけないといけないんだけど。

**【委員】** そうですね、採点の仕方に一工夫が必要ではないかと思います。

**【部会長】** ほかの委員の方もどうですか。そういうことで、この採点方式で行くということ。

**【委員】** 私もそう思います。要は、それぞれ視点が、先ほど委員がおっしゃいましたけども、自分のスタンダードというものを常に持っておけば、多少の各委員同士のばらつきがあったとしても、これはこれでやむを得ないと思います。

**【部会長】** そこで、各人がそんな同じ答えになるはずがないというか、ならないことこそ正しいと私は思うのでそれでいいんですけども。さて、そのずれなんですけど、これに従うとして、採点表方式に従うとして、各委員が右の欄にそれぞれの項目で採点、何点をつけ、最終的には合計点が一番下段につくということになるんですけども、各委員の個性というか、裁量を大いに発揮させるとして、採点表方式でも、配点に縛られないところまでいく考えもないわけではないと思うんです。

その点、配点に縛られる配点、ここの項目が2点だよ、4点だよ、6点だよ、2点だよとなっていますけれども、これはこれでいいのか、それともこれには拘束されないというところをお考えなのかということ。

それと、配点はそれに拘束されるということにしても、今回示されたところの採点基準、「特に優れている」が1、最上評価、「優れている」「普通」「劣る」というような4レベルに分けて配点を項目に当てはめていくと、合計点数、とりあえずの右端の採点が可能になってくるという、こういうシステム。配点はいいけども、この採点基準にとらわれるべきではないと考えられるのかどうなのか。

というのは、ここまで決めておかないと、採点基準まで別々だとすれば、総合点数になった場合、その1人の1点の価値が5人の中でウェイトが違ってくる。この基準で行けば、「特に優れている」ということでの評価の1点、あるいは「普通」だということでの評価の、その半分だとすれば、0.5点だったのが、そういう基準に従わないでの配点での1点2点というのは、同じ総合点数で、点差が1ある、2ある、3あるということ。第1候補、第2候補、第3候補が選出されたとしても、基準が違うから、それが果たして公正なのかどうなのかという、合計するという段階でちょっと合理性のない数字に、合理性のない順位が出てしまうような、私はそういうふう懸念するんです。これは統計学、財政学、多分そうだと思うんです。単純に合計するというんだから。

そこで、採点方式、総合点数方式に従います、採点もこうです。大きく各委員の個性を出すとすれば、もう配点の、この項目による配点、2点とか4点とか10点とか、これは撤廃、拘束されないというのか、これにも拘束される、採点基準にも拘束されるとい

うところまで……、今の、どう言うのかな、委員の共通認識として、どうなのか。

それと、まだ今日、この時点では、それは理解できない、あるいは統一見解を出すべき時期じゃないという意見もあってもよいかと思うんですけども。私は最初から、前回の分会でも問題提起していますが、この採点表方式というのは、第3分会が来週でしたっけ、あります。そのときに、具体的な点数で、どういう採点になるのか、やり方を教えてもらおうと思って準備してもらっていますけども、説明は説明で承りましたが、この委員の中で、委員間での共通認識というか、形成しておかないと、配点にも拘束されないぞというのと、配点には拘束されるけど、採点基準は拘束されないというのと、配点も採点基準もこれに従ってやるんだというのとで違ったものが、同じ点数でも違った意味合いの点数になってしまうような気がするので、その点、各委員のお考え、もし私が言っていることがわからなければ質問してください。

私の質問の意味がわかった上で、各委員の意見をいただければ、この先の進め方ということでもちょっと考えさせていただこうと思うんですけども。

**【委員】** 会長さん、ちょっとよろしいでしょうか。

**【部会長】** どうぞ。

**【委員】** その前に、事務局にお聞きしたいんですが、ここにある採点は、絶対 12.5、この半分の 6.2 だと。これは絶対遵守しなければならないんですか。それとも、これは一つの目安として掲げてあるんですか。で、トータルで、その項目がトータルでその点数を、トータル点数を超えなければ、今おっしゃっているような形でいいのか。要は、この採点数値が目安なのか、これを遵守してもらいたいのか、それをひとつ教えてください。

**【農政部長】** 事務局としては、最終的な数字に……。

**【部会長】** 客観性を求めるということ。

**【農政部長】** 客観性を持たせるということで、必ず、場合によってはそうしろとか、何でうちの低いのかということになりますから、これはこういう形で点数を出しますとか客観性を持たせるということの一つとして採点。これは表には非公表の部分ですから出ません。ということで、そういった形で点数化はいかがということで出させていただいて。今、ご議論にもありましたけれども、この項目ごとに皆様、各委員さんのお考えが違いますから、「優れている」をどのようにとらえるか。そこが各委員さん、違うわけです。そこで当然差が出ることになると思います。

ですので、例えば項目ごとに、1 とか 0.5 とかありますが、それが例えば「特に優れている」のが 1 で、次が 0.5 でいいのかどうかというのものもあるでしょうが、そこら辺のところも私どもも再度精査させていただきますけれども、基本的にはそういった客観性を持つ結果を得たいということですので、こういう形で出していただければありがたいということです。

**【委員】** この数字を遵守してほしいということですよ。

**【農政部長】** そうですね。

**【委員】** 基本に考えてくださいということですね。

**【農政部長】** それとあと、資料 1 の要項の 17 ページの (2) 第 2 次審査の項目のと

ここで、提出された内容について、以下に示す採点項目により点数化して、その総合得点を基礎として、審査選定を行うということと、18ページの箱の下に、なお、総合得点が最上位であっても、重大な欠陥がある場合には1位としないというような、これも含めてこういう形でよろしいかということをご審議いただければと思います。

**【部会長】** 今の発言、つまり客観性を求めるとすれば、ほんとうに採点基準、配点ももちろん、採点基準も統一しないと、各人の採点の数字が違ってくる。これは当たり前だと思うんです。けども、各委員にとってどういう基準で何点が出てきたのか。その基準が、まさに答案を採点した場合に、採点、この質問の配点が何点で、正解は何点、よくできているのが何点、かすっているのが何点というのがない限りは、僕は客観性のある総合得点は出てこないと思いますので。あくまでも従うとすれば、私は採点基準にも配点にも従うということが当然ではなかろうかという考えなんです。

で、各委員さんに、そこらあたりが理解されているかどうかということとおかしいけども、いや、違う、そうではないはずだというような意見等、あるいはそういう意味であれば、そういう理解でよろしいと思いますという意見なのか。各意見。委員からまず今の事務局からの説明を踏まえた上で、どういうお考えですか。じゃあ。

**【委員】** この基準はやはりきちんとつくっておかないと、応募した人から、なぜ、どうなっているのと言われたときに、「いや、各委員に任せ切りです」というわけにはいかないだろうと思います。ですから、こういう基準は必要だろうと思います。

それから、採点のほうです。採点のほうに4項目になっておりますけれども、先ほど委員がおっしゃったゼロ点の問題。これはゼロ点をつける人もあるかもしれないけれども、一応、「特に優れている」を2つにする場合もあるかもしれない。ですから、そういう点では、点数は当然ばらつきができて、審査が可能だろうと思うんです。ですから、こういう基準点は、私としてはきちんとつくっておいていただいて、そしてその採点の部分で配慮するというか、配慮というか、自分の意見。私は、個人的には経費の削減というところがえらい削られ……、低いほうがいいんでしょうけれども、いっぱい稼いで、そして健全経営をやって、その中から還元していくという、そういう方向がとれば、それが自然に経費削減になっていくんじゃないかなというふうには思うわけです。

それから、利用料金の問題ですけれども、利用料金は施設の使用料だけ、というのは、会議室とか、それだけなんです。そうしたら、私も経験がありますけれども、なかなかお金を取る所に来ないし、市の中にはお金を払わなくても貸してくれるところがあるんです。ですから、そういうところについて流れていっちゃうから、ここの収益を管理費に加算するというのは、やっぱりちょっときつい部分もあるのかなという感じがしないでもないです。

そういう考え方というのは、それぞれの委員さん方、皆様お持ちでしょうから、そこでこの評点の仕方、その差が出てきて評価できるのではないかと私は考えております。

**【部会長】** どうもありがとうございました。委員、一言どうぞ。

**【委員】** まず、配点のところですが、この配点についてまで、各自、自由にとというのは問題があると思います。配点の部分はこの点数でよいのではないのでしょうか。

次に、採点基準、採点のところ。ここでは、個々の方が独自の判断に基づいて、

ある方は「優れている」をつけ、ある方は「普通」をつけるということになるわけですが、そこで差が出てきて、それが最終的に合計点の差になってくるという、そういうことでよろしいのかなという気がします。

**【部会長】** わかりました。つまり、この表に基本的に、つまり、例えば2点というのは、審査の視点となるところの審査……、言ってみれば採点対象項目が2点あると。採点の視点で、配点が2点だから、1点しか、1項目に1点ずつ、その1点について、ご丁寧に1点、0.5、0.2点つけなさい、0点つけなさいとなっているけれども、これについては、それぞれ各委員がその1点の範囲内で、小数点もあるということ、これは初めて私はわかったんですが、整数以外的小数点でもいいからやれというこの採点表、基本的にこれに従ってよろしいんじゃないかというのが先生の意見というふうに私は把握しましたけれども。

**【委員】** はい。

**【部会長】** 先生、それらを踏まえて、いかがでしょう。

**【委員】** 先ほども申し上げましたけれども、ウエートの配点については、今までのご苦勞もあり、毎回の新しくつくるなんていうのはとんでもない手間になりますから、これはウエートづけとして与えられたものと見ざるを得ないということは、先ほどから申し上げていますが、採点については、特に「普通」というのが0.2なんですよね。1あるうちの0.2って20%ですよ。これをやるとどういうことになるかというのは一目瞭然です。すごく点数が低い、20から40ぐらいのところだ一とと集まるみたいな形になると思うんです。普通は普通ですよ。何が普通ですかって、委員の間で体操の演技の最初に、「これは何点にしましょう」と決めるわけじゃないわけですから、そうしたら、「普通」ということであつたら、相当低くなりますけど、それはそういうことの基準をつくっていらっしゃるとう理解するのかどうかということ。一番大事なのはここの採点の中心点である「普通」がこの点数でいいのかと。

これが普通でいいんだよという共通点であるならば、確かに「特に優れている」というのに点数をつけようという気持ちは私は賛成なんですけど、ただ、この0.2という「普通」があんまりにも点数が出てきちゃって、合計点が20%とか30%、40%ぐらいの点数。そういうものが出てきていいんだろうかというすごく懸念はあります。それで、その辺はどうお考えかなと。

**【農政部長】** 今のお話は、例えばはっきりし過ぎるためにつける点数もあるでしょうけども、ご懸念のとおり、これが例えば委員ご指摘のとおり、「普通」が0.5であつてもいいんですよ。で、「優れている」が例えば0.7とか。このすみ分け。

先ほど精査させていただきたいというのは、そのご指摘を受けて、点数、おっしゃるとおり「普通」が2割になっちゃいますから、そここのところで精査させていただければという趣旨も含めて、私が今、考えていますのは、「普通」は0.5でいいのかなと。で、「優れている」を例えば7.5にするのか、8にするのか。で、「特に優れている」を1。で、1と2を差別化するのに2を少し低くして、例えば6ぐらいにするか7にするか、それぐらいにちょっと形式をご審議いただいて、こちら一番右の採点については検討させていただければと思います。

【委員】 ということですね。もう1点ですけれども、それに対して、各項目ごとに点数をつける。各項目というのは、非公開の審査の視点ということですよ。

【農政部長】 はい。

【委員】 その項目ごとに点数をつけてということで合計点を出すんですよ。

【農政部長】 そうです。これも……。

【委員】 それがやっぱり平等であるとお考えですかということですよ。

【農政部長】 例えば見方として、この審査の視点を例えば4つ掲げております。このほかにあるかもしれません。ただ、左の様式集の講評に基づく、考えられるのはこういうことです。これであるならば、各項目ごとにこの点数でつけていただいて、満点は4点になるというような作りではございます。

【委員】 それはわかります。満点はわかる。項目ごとにそれをつけるということで、合計しなきゃいけない。

【農政部長】 そうですね。

【委員】 その辺を、私としては裁量の余地に任せてほしいなどは思っているんですけどね。

【農政部長】 例えば今の、ここに5も6もあるだろうかという……。

【委員】 全体は、最高は決まっていますよね。配点は。配点は各項の審査項目ごとに2点とか4点とか6点とかと決まっているわけで、その中で、「特に優れている」のは6点になり、先ほどおっしゃった「普通」が0.5であれば、「普通」が3点になるというようなことに近い数字でもいいのかなと思うんですが、各項目ごとにそれぞれ点数をつけて出さなきゃいけないという縛りまでするのは、やっぱりその後で各委員の点数を見て分析したいと。でも、それは分析できないですよ。合計点しか出ていないから。どこが低くてどれが高くなっているかわからないわけじゃないですか。ですよ。

【経済企画課長】 よろしいですか。まず、採点の率に関してなんですけれども、これには一応基準の例として、こちらで言いますと、「特に優れている」が1.0、次、「優れている」が0.7、「普通」が0.5、次が0というような基準でというのは、示されているものはあります。確かに「普通」は0.5と。真ん中がですね。そういうのはありますので、この率については、また……。

【委員】 それはそれでお任せですね。

【経済企画課長】 それと、審査の視点の項目なんですけど、これは一番上の例でいきますと、配点が4点で4つの視点があると。通常、考えると、この1項目ごとに1点という考えにはなるんですけども、審査の視点ごとに配点が確定しているというのではなくて、この視点というのはあくまでも例でして、こちらの項目で審査いただくと。

【委員】 そうですよ。

【経済企画課長】 ですから、審査の視点とここに書いてありますが、これ以上に、委員さん方はこういう視点もあるんじゃないかとか、そういうものがあってもいいと考えております。

【委員】 それは私と同じ考えです。

【委員】 ちょっといいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 私が勘違いしているかもしれないんですけども、採点の中の配点が4点のときに、一番いい人は1点しかもらえないと。

【部会長】 これは4項目ある……。

【経済企画課長】 4点になります。

【農政部長】 項目ごとに1点ずつということで、最高点、全部1ですと4点という形です。

【委員】 だから、1点ずつとれば、4点になるという、そういう意味ですね。

【農政部長】 そうです。

【委員】 すみません。

【農政部長】 例えば①のところとかがありますから。②とか。

【部会長】 委員、先ほどの質問も含めて、大体趣旨はわかったんですけども、今、事務局からの説明も踏まえて、この採点表での採点方式についてのご意見的なものを一言いただければと思います。

【委員】 確かにいろいろ考え方はあります。しかし、この指定管理者制度も18年から始まってここまでやられてきて、一定の評価に対する基準も固まってきた中で、多分事務局サイドとしてもこういった形を採用したということでしょうから、基本は私はその線に沿ってやれればと考えています。

【部会長】 じゃあ、今の議論を私なりにまとめて、それでおかしいかどうかということですけども、配点等についてはこれに従うけども、ただ、その配点で採点に結びつくところの各項目ごとについての「普通」が20%しか評価いただけないところあたりは、もう一工夫いただけるということで説明を受けたということで今日はおさめるということでよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【部会長】 じゃあ、それと、もう一つだけ質問。これは軽い質問と思っていただいとことなんですけども、募集要項の、先ほどの17ページというのが第2次審査ですが、16ページに第1次審査とあります。第1次審査は私たち、全然かかわらないので問題ないんですけども、この第1次審査の中の項目で、オ、カ、キの暴力団。「役員等が暴力団の構成員又はこれに準ずるもの」、あるいは、「キ 暴力団又は暴力団」……、これは第1次審査で審査項目にしていますけども、何を根拠に、どういうやり方をやるんですか。参考までに、もし教えていただけるものなら。

【経済企画課長】 こちらのほうは、我々から警察関係のほうに照会をかけさせていただくということです。

【部会長】 わかりました。ということで、一応質問等は終わったということで、くどいようですけども、とりあえず質問等がありました。で、今いただいた質問、意見等を参考に、市のほうで募集要項、基準、様式集、基準、選定基準等を作成していただきたいと思えます。

ここからは公開となりますので、傍聴人の方にお入りください。

(傍聴人入室)

**【経済企画課長】** 傍聴人の方は、お帰りになっています。

**【部会長】** わかりました。じゃあ、進めていきたいと思います。

議題2は終わりました。

議題3の今後の審議予定について、これは事務局よりお願いします。

**【経済企画課係長】** では、今後の予定についてご説明します。資料1の「ふるさと農園指定管理者募集要項」の3ページをごらんください。

募集要項等につきましては、今後、千葉市のホームページで公表し、その後、説明会、施設見学会を開催します。

応募受け付けは10月12日から18日まで、11月16日に第2回目の千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を開催予定でございます。その際、応募された提案に対しヒアリングを実施、指定管理候補予定者の選定について審議をお願いしたいと思います。

委員の皆様には、応募書類がそろった時点で、書類一式を郵送させていただきますので、前もってごらんいただきたいと思います。お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**【部会長】** 今の今後の審議予定について、質問はございますか。

確認です。11月16日、次回のこの委員会。時間は9時からということでしたよね。

**【経済企画課係長】** はい。ただ、9時からですが、一応午前中をめぐりとしていますが、応募件数があまりにも多かった場合には、また時間のご相談等させていただき、午後の開催……、午後まで延びることもあるかもしれません。

**【部会長】** わかりました。

**【経済企画課係長】** できるだけ予定どおりには行いたいと思います。

**【委員】** ヒアリングをするかしないかは、委員からの要望があるかないかということですか。それとも、ほかの判断基準があるんですか。

**【経済企画課係長】** 一応全業者は呼ぶ予定でおりますので、その中で聞きたいことをおっしゃっていただきます。

**【委員】** そのヒアリングのイメージですけども、今出たので。その対象業者、いわゆる質問したい業者さんだけが……、まず場所ですが、この場所というイメージでよろしいですか。

**【経済企画課係長】** はい。

**【委員】** ここで。

**【経済企画課係長】** 場所は、部屋は違うんですけども。

**【委員】** 違う。こういう部屋ということで、場所は違うけども。で、ヒアリングの対象者だけが入る。ほかの、例えば5業者をヒアリングの対象者としてリクエストされて準備されていたとして、同時に入るということではないということね。

**【経済企画課係長】** はい。

**【委員】** 1人入り、退室してもらい、次の人が入ると。

**【経済企画課係長】** そのように考えております。

**【部会長】** わかりました。じゃあ、今後の審議予定はそれでよろしいということに

して、事務局より何か。

**【経済企画課係長】** もう一つ、お話があります。

本日の議事録についてですが、でき上がりましたら委員の皆様にお送りしますので、内容のご確認をお願いしたいと思います。

その期間なんですけれども、大体遅くとも1カ月以内にはお送りできる予定です。その郵送されたものをご確認していただいた上で、最終的には会長さんの署名による承認で確定したいと思います。以上でございます。

**【部会長】** それでは、予定されていたのは終わったということで、以上をもちまして、第1回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を終了いたします。

**【経済企画課長】** では、これから本日の対象施設でありますふるさと農園をご案内いたしたいと思いますので、約10分、55分までちょっと休憩時間をとらせていただきまして、またこちらにお集まりいただければと思います。

**【農政部長】** どうもありがとうございました。

— 了 —